

熊本県教育・文化等振興補助金交付要項第2条の規定に基づく平成29年度補助対象経費、補助率又は補助金額

課 名 文化課

補助事業名	新規・継続の別	目的	補助対象者	補助対象経費	補助率又は補助金額	備考
平成28年熊本地震文化財災害復旧事業	継続	平成28年熊本地震で被災した文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助を活用してもなお残る民間所有者負担を軽減する。	平成28年熊本地震により被災した文化財の所有者で、被災文化財の修理・修復を行う個人・法人（地方公共団体を除く）	※文化財国庫補助事業対象経費の取扱いに準じる	①国・県指定文化財所有者負担額の1/2以内 ②市町村指定文化財所有者負担額の1/2以内 ③国登録文化財所有者負担額の1/2以内（設計費） 所有者負担額の2/3以内（工事費） ④未指定の歴史的建造物所有者負担額の1/2以内。但し、所有者から登録有形文化財となることの同意がある場合は2/3 ※歴史的建造物とは、文化財ドクター派遣事業対象の建造物のことをいう。 公的補助（文化財保存事業を含む）がある場合は、補助対象経費からその額を差し引く。 なお、②において差し引く市町村補助額については、市町村補助率が1/2未満の場合は1/2として計算した額とする。	予算額 1,063,616千円 (5917-04,05) 文化財災害復旧事業 予算額207,053千円 (5917-02) 文化財災害復旧事業